
1. 調査の概要

1.1 調査の目的

京都議定書において規定された CDM（クリーン開発メカニズム）と JI（共同実施）は、各国における温室効果ガスの削減目標を達成するための重要な手段の一つとして位置づけられる。CDM/JI は、技術移転と資金移転を伴うため、先進国と途上国または市場経済移行国において、温暖化対策に資するプロジェクトが数多く実施されることが予想される。これらのメカニズムのルール等については、COP6 再開会合における合意を受けて、2001 年 10～11 月にモロッコのマラケシュで開催された COP7 において詳細な規定の検討・決定が行われ、マラケシュ合意としてまとめられた。

COP7 のマラケシュ合意を受けて、CDM/JI の具体的な制度の運用開始、事業の実施に向けた国内外の動きが活発化してきている。特に、CDM については「早期実施（prompt start）」が決定されたことから、我が国における実施体制の整備、残された技術的課題についての検討を急ぐ必要がある。

本調査は、環境省が平成 10～12 年度にかけて実施した「CDM/JI に関する検討調査」の結果を基礎として、CDM/JI 事業の登録・認証システム、及び認証試行に関する検討を行うことを目的としている。

1.2 調査の項目及び内容

(1) CDM/JI 事業承認制度の検討

我が国民間事業者の CDM/JI 事業への参加促進を図るために必要な、国内の事業承認の枠組みに関する基礎的検討を行った。また、その検討の一環として、民間事業者の CDM/JI 事業のポテンシャル及び事業承認制度に関する要望等を把握するためのアンケートを実施した。

以上の結果を踏まえ、CDM/JI に関する一連の運用ルールに則して、事業の承認からクレジットの登録までの政府が設けるべき手続、とるべき措置を検討し、「CDM/JI 事業承認制度の枠組みに関する検討結果」としてとりまとめた。

(2) 民間事業者が実施する CDM/JI 事業の支援スキーム提案のための検討

オランダにおける事例、これまでの事業可能性調査の結果、上記(1)において把握した民間事業者の要望等を参照しつつ、我が国における民間事業者が実施する CDM/JI 事業の支援スキームのあり方、対象となりうる事業のポテンシャル、整理すべき課題等について検討した。

(3) ベースラインの標準化に関する技術的検討

CDM/JI 事業認証システムにおいて重要な技術的課題であるベースライン設定に関して、標準化に関する国際的動向と技術的な取組み内容を把握し、日本が検討すべき今後の課題を明らかにするとともに、それらの課題に関する作業プラン、スケジュール等を検討した。なお、平成 10～12 年度における環境省のベースライン標準化に関する検討成果を、欧州が中心になってすすめている「PROBASE」等国際的なベースラインの標準化の取組みにインプットすることにより、本分野における日本の国際的貢献を示すことの可能性を検討した。

(4) CDM/JI 事業認証試行調査準備

日本が実施する CDM/JI 事業の認証プロセスを試行して、今後の事業推進に向けた知見を得るための、また日本の運営組織 (Operational Entities) 育成のための準備作業を実施した。